

今週の本棚

大竹 文雄 評

私たちはなぜ税金を納めるのか

諸富徹著 (新潮選書・1470円)

私たちはなぜ税金を納めなければならぬのだろうか。もし、子供が質問したとすれば、あなたはどうか答えるのだろうか。一番簡単なのは、憲法を持ち出すことだ。日本国憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」だ。

しかし、「憲法に定められているから」で「説明」になるのは、役人や法律家の世界だけだ。子供が聞きたいのは、法律の話ではなくて、なぜ義務なのか、という問題のはずだ。実は、アメリカ、フランス、スイスの憲法には、納税が国民の義務だ

とは書かれていない。これらの国では、課税は政府の権利として憲法に記されているのだ。

合衆国憲法では、「連邦議会は、合

納税の裏側にある思想と歴史のドラマ

衆国の債務を弁済し、共同の防衛及び一般の福祉を提供するために、租税、関税、輸入税、消費税を賦課・徴収する権限を有する。」と規定されている。この考え方は経済学のそれになり近い。経済学では、防衛に代表されるものは公共財と呼ばれる。公

共財とは、誰かがその費用を負担すれば他の人はそれにタダ乗りできるので、強制的に税金で費用を徴収しないと過小にしか供給されないタイプの財である。福祉は所得再分配であり、民間ではうまく機能しない。日本以外にも「納税は国民の義務」と憲法で定められている国がある。中国、韓国、ロシアである。納税の義務が課税の権利か、というのはい

ているようで、何か根本的なところで思想が違ってくる。私は以前からこのような納税感の日本の特性がどこからくるのか疑問

に思っていた。そうした疑問に見事に応えてくれるのが本書である。本書は、現代の租税制度がどのような経済思想をもとに出来上がったのかを、歴史的事実と経済思想をもとに分かりやすく説明する。まず、17世紀の英国の話から始ま

る。当時の市民革命期の2人の哲学者であるホブズとロックの租税論だ。「国家に、生命と財産の保護という機能を担わせるために、それに必要な経費を市民は自発的に拠出す」ものが租税だと彼らは言う。「義務」ではなく「自発的」なのだ。こうした思想を背景に、英国では17世紀から18世紀にかけて、消費税や所得税が導入されていくのだ。

つぎに、著者は、ドイツに視線を転じる。19世紀ドイツでは、納税は「義務」だと考えられていた。ヘーゲルによって構築されたドイツ的国

家観では国家と個人は運命共同体であり、国家を経済的に支えるのは租税なのだから、納税は各個人の「義務」となるという考え方である。これに加えて、漸進主義的考え方が、19世紀ドイツの財政学者たちの特徴だという。こうした考え方を学んだ

のが伊藤博文であり、1945年までの日本の国家や租税理解はドイツ財政学だった。

著者の議論はここで留まらない。19世紀・20世紀の米国で所得税と法人税がいかにして導入されたかについてのドラマを描く。米国で1894年に導入された所得税は、合衆国最高裁判所が違憲判決を出したために、実施されなかった。紆余曲折があつて、1913年に、憲法が改正され、所得税も導入されることになった。所得税導入の背景に米国憲法の改正があつたのだ。

現代の税の課題は、グローバル化への対応である。この問題も本書では議論される。国際的な通貨取引に課税するというトービン税、地球温暖化問題といったグローバルな課題への課税、タックスヘイブンへの対応などである。17世紀英国から現代まで、租税の経済思想史を通じて、世の中を新たな視点で見せてくれる本だ。